

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：電波法及び放送法の一部を改正する法律案
規制の名称：基幹放送事業者の基幹放送の業務等の休止又は廃止の公表に関する制度の整備
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：総務省情報流通行政局地上放送課
評価実施時期：令和4年1月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。
簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： i

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

基幹放送は、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障する」との放送法（以下「法」という。）の目的（法第1条第1号）を具現化するものとして、放送に期待される社会的役割が確実かつ適正に果たされるよう、

- ・基幹放送普及計画等にのっとり特別に周波数を確保され、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情等を勘案して必要な放送系の数の目標を設け、
- ・全国におけるあまねく普及義務（法第20条第5項）又は各放送対象地域におけるあまねく普及努力義務（法第92条）が課されており、
- ・その放送番組は、教養、教育、報道及び娯楽の各番組を設けて当該放送番組の相互の間の調和を保つようにする（番組調和原則（法第106条第1項））等各種の番組規律が課されていることから、公衆にとって不可欠な情報取得手段となっている。

こうした基幹放送が、その受信者にとって突然休廃止されると、

- ・当該受信者は公衆であるため、当該休廃止による影響が広い範囲に及ぶとともに、
- ・当該休廃止される基幹放送を情報取得手段としている受信者にとっては、それに代替する情報取得手段を検討する余裕が確保できない

など、不測の不利益を生じさせるおそれがある。

従来、基幹放送は、基幹放送普及計画等にのっとり行われるものであること、基幹放送局の免許や基幹放送の業務の認定に当たっては、それらの申請の審査において、経理的基礎を確認し、5年ごとの再免許の際にも改めて当該確認をすること等を通じて、その業務等の継続性を確認していることから、当該業務等が休廃止されることは基本的に想定されていなかった。

しかしながら、近年、広告料収入を主な財源とする民間の基幹放送については、ネット動画配信サービスの普及に加え、新型コロナウイルス感染症の発生等により、経営状況が悪化しており、特に令和2年度に入り経営悪化を理由に超短波放送を行う地上基幹放送事業者が2者も廃止に至るなど、基幹放送事業者の経理的基礎の定期的な確認等を踏まえても担保し得ないような想定外の経営状況の急激な悪化が生じる場合もあり、このような放送を取り巻く状況や基幹放送事業者の全体的な経営状況の悪化の現状を踏まえると、今後、その業務等の休廃止の事態が生じた場合に備える必要がある。

こうした状況を踏まえると、基幹放送事業者を取り巻く厳しい経営環境下において、その基幹放送の業務等の休廃止が受信者にとって不測の不利益を生じさせないように、事前にその旨を公表させることが必要である。

このように、基幹放送事業者がその基幹放送の業務等を休廃止しようとする際に事前にその旨

を公表させる制度がない現状を継続することにより、公衆にとって、事前に公表されることなくその業務等が突然休廃止され、不測の不利益を生じさせるおそれのある現状をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性))

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題発生の原因】

基幹放送は、放送に期待される社会的役割が確実かつ適正に果たされるよう、その普及や放送番組等に関する規律が課され、公衆にとって不可欠な情報取得手段となっており、その業務等が受信者にとって突然休廃止されると、不測の不利益を生じさせるおそれがある。

基幹放送は、その普及に関する制度上の位置付けや、その業務等に係る経理的基礎の確認等を通じた当該業務等の継続性の確認により、当該業務等が休廃止されることは基本的に想定されていなかったが、ネット動画配信サービスの普及に加え、新型コロナウイルス感染症の発生等により、基幹放送事業者の経営は悪化し、さらに想定外の経営状況の急激な悪化が生じる場合もあることから、基幹放送を取り巻く状況や基幹放送事業者の全体的な経営状況の悪化の現状を踏まえると、突然当該休廃止の事態が生じた場合に、公衆にとって不測の不利益を生じさせるおそれがある。

【課題解決手段の検討】

基幹放送の業務等の休廃止に当たって、基幹放送事業者がその旨を事前に公表するよう、行政指導等を通じて促すこと等の非規制手段を選択することも可能ではあるが、公衆の予見可能性を高め、かつ、基幹放送事業者における適切な対応を担保するため、基幹放送事業者の責務として、法に次の義務を規定する規制手段を選択した。

【規制の内容】

公衆が、基幹放送の業務等の休廃止をあらかじめ把握することができるよう、有料放送事業者以外の基幹放送事業者に対し、当該休廃止を公表する義務を課すこととする。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

基幹放送事業者が、その基幹放送の業務等の休廃止をしようとするときにその旨を公表するための費用が発生するが、その経営悪化の現状において、当該休廃止が増加するとしても、県域放送を行う地上基幹放送事業者について令和2年中に廃止された社数である2を上回るものではないと考えている。また、当該公表に当たっては、自社の放送や自社の既存のホームページを活用する等、既存のインフラを用いることができるため、費用は作業に要する人件費のみと考えられる。

当該公表作業に係る費用について、一律に示すことは困難であるが、仮に、基幹放送の業務等を休廃止しようとする事業者が令和2年度の廃止件数と同じ年2者あったとして、当該者における公表作業に2時間、担当者1名を要するものとする、平均的な年間の費用の合計は次のようになる。

2,942円（担当者の時給（※））×2時間（作業に要する時間）×1人（実際に作業を行うと考えられる人数）×2者（休廃止見込み社数）=11,768円

※ 2,942円 = （民間給与実態統計調査（国税庁、令和2年）の平均給与額（年間、正規）
4,957千円 ÷ （労働統計要覧（厚生労働省、令和2年度）の年間総労働時間（実労働時間数）
事業所規模30人以上）1,685時間

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制緩和するものではないため、該当しない。）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的及び波及的な影響は想定されない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(本規制の検討段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者等からの情報収集等で当該評価を利用していない。)

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本義務規定の施行後 5 年を目途に、本義務規定の施行状況について放送の健全な発達を図る観点から事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

基幹放送の業務等の休廃止に当たりその旨の公表が適切に実施されているか等を評価するため、当該休廃止した基幹放送事業者の数のほか、当該基幹放送事業者へのヒアリング等を通じて、当該公表に伴い発生した費用等を確認し、事後評価の指標とする。

併せて、規制の見直しに関する検討に資する情報として、問い合わせ件数や実際にとった公表方法や公表期間等についても事業者ヒアリングする。